

2024 年度

社会福祉法人 なみはや福祉会

# 加美長沢保育園のしおり

## (重要事項説明書)

[所在地] 〒547-0001 大阪市平野区加美北 5-9-35  
[連絡先] TEL 06-6793-7513 FAX06-6793-8006  
[管理者] 園長 船木 朋子  
[対象児童] 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより  
保育を必要とする 小学校就学前児童  
[認可定員] 0歳児 6人 1歳児 13人  
2歳児 20人 3歳児 23人  
4歳児 24人 5歳児 24人 合計 110人  
[開設年] 昭和 53 年 7 月 1 日  
[施設事業所番号] 2710051004754  
[URL] <https://www.kaminagasawa.com/>

- ★保育理念・保護者が安心して預けられ、親同士或いは親と職員が互いに信頼し、社会の状況や子どもを取りまく環境について考えあう  
・保育園の特性や保育士の専門性をいかし、その援助にあたる
- ★保育方針・健康で好奇心旺盛な伸びやかな心身を持った子に育てる
- ★保育目標・健康で意欲的な子  
・よく考え、自分の思いを表現出来る子  
・自分のことができ、お手伝いをする子  
・どの子も個性を伸ばし、友達と協力して行動できる子

◎短時間保育利用時間 午前 9 : 00 ~ 午後 5 : 00  
◎標準時間保育利用時間 午前 7 : 30 ~ 午後 6 : 30  
◎完全給食 ※園外に出かける時は、お弁当を持参していただきます。

保育の提供の開始にあたり、加美長沢保育園（以下「当園」という）があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

## 1 施設の目的・運営方針

当園は以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- 1) 「当園」は保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- 2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- 3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て、家庭に対する支援等を行うように努めます。

## 2 当園における施設・設備等の概要

### 1) 施設

敷地		766.34 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 市営住宅 11 階建のうち 1 階
	延べ面積	499.38 m <sup>2</sup>
園庭		地上園庭 266.96 m <sup>2</sup>

### 2) 主な設備

設備	部屋数	備考
ほふく室	1 室	ぴよぴよ組 (0 歳児クラス)
乳児室	1 室	ひよこ組 (1 歳児クラス)
保育室	4 室	あひる組 (2 歳児クラス)
		こぼと組 (3 歳児クラス)
		つばめ組 (4 歳児クラス)
		かもめ組 (5 歳児クラス)
		について各 1 室
事務室	1 室	
調理室	1 室	

## 3 提供する保育室の内容

当園は保育所保育指針（平成 20 年 3 月 28 日厚労告 141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供をおこないます。

- 1) 保育及び時間外保育の提供

#### 4 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）

3月1日現在

職種	職務内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、 所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受け て園務の一部を整理、 園児の保育をつかさど る	1	1		
保育士		14	10	4	
調理員		2	2		栄養士 と兼務
保育補助		3		3	

当園では「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という）の定める基準を遵守保育の実施に必要な職員として上記の職種の職員を配置しています。

#### <各職種の勤務体系>

職 種	勤 務 体 系
園長	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）
主 任 保 育 士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）
調理員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）

※ローテーションにより、各保育士の勤務及び勤務時間は異なります

※サービスの都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

#### 5 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日は休園となります。

また、ご理解をいただいた上で、お盆、1月4日、年度末を休園にさせていただきます。

#### 6 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

##### 1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合

7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を  
勘案し、当園との協議の上で保護者ごとに個別に決定します)

※18時30分を過ぎた場合は、別途利用者負担が必要となります。1回300円です。

2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている場合、9時から17時までの範囲内で保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し当園との協議の上で保護者ごとに個別に決定します。

尚、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から9時又は17時から18時30分までの範囲内で時間外保育を提供いたします。（認定時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料のほかに別途利用者負担が必要となります。一回300円です）

3) 「慣らし保育について」

当園は子どもが園に少しでも早くなれるために慣らし保育を実施します。

特に預かり初期の乳児には、慣れ親しんだ環境から人も場所も違うところで過ごすことで心理的ストレスが加わることが原因で事故のリスクが高くなると考えられています。

- ・預かり初期は、保護者より子どもの前日から当日にかけての基礎情報を確実に収集し、職員間で共有し保育にあたります。
- ・預かり初期における事故発生のリスク軽減のため「慣らし保育」をします。
- ・子どもによって慣れるのにかかる日数は違いますが、概ね1週間は慣らし保育の期間とさせていただきます。

1日目と2日目…9：00から12：30（給食後降園）＊親子で一緒に過ごします。

3日目～5日目…9：00から15：00（午睡後降園）＊土曜日は協力休園をお願いしています。

7 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

1) 食事の提供方法

自園調理

2) 食事の時間

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9：30頃	11：00頃	15：00頃	
1歳児	9：30頃	11：00頃	15：00頃	
2歳児		11：00頃	15：00頃	
3歳児		11：30頃	15：00頃	
4歳児		11：30頃	15：00頃	
5歳児		11：30頃	15：00頃	

＊献立表は毎月「園だより」でお知らせします

3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食にて対応

食物アレルギー対応マニュアル有

## 8 利用料金

### 1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める「保育料」をお支払いただきます。

### 2) 3～5歳児の保育料無償化に伴って「給食費」を月額6,500円徴収させていただきます。

（0～2歳児は保育料無償化の対象外ですので給食費の徴収はありません）

給食費は、食材を前もって一括発注しているため、月額徴収といたします。欠席した場合の日割り計算には対応できませんが、各月の1ヶ月間全て欠席の場合は徴収しません。緑の納入袋にお金を入れて保護者の方が事務所まで持ってきて下さい。

年収360万円未満の世帯及び第3子以降の子どもの給食費は一部減免となります。

給食費に関しては保護者からの徴収金にて賄われます。滞納されますと給食提供に大きな影響を及ぼしますのでご協力下さい。

### 3) 保育の提供に要する「実費に係る利用者負担金」等

1) に掲げる保育料の他、別表に掲げる費用を負担していただきます。

## 9 特別支援教育・障がい児保育の取り組み状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

## 10 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

## 11 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- 1) 園児が小学校に就学した時
- 2) 児童の保護者が児童福祉法または子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなった時
- 3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた時

## 12 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### 1) 内科・小児科（年3回）

医療機関の名称	中谷小児内科クリニック
医院長名又は医師名	中谷正晴
所在地	大阪市平野区加美正覚寺 2-10-29
電話番号	06-6796-3175

### 2) 歯科（年1回）

医療機関の名称	長谷川歯科
医院長名又は医師名	長谷川泰陽
所在地	大阪市平野区加美西 2-5-3
電話番号	06-6791-9592

### 13 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、嘱託医又は保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

### 14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・ガス漏れ報知機 有</li> <li>・その他、カーテン、敷物、建具等の 防災処理 有</li> </ul>
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

### 15 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- 1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- 2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

### 16 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者 船木朋子・中島聖乃</li> <li>・ご利用時間 7:30～18:30</li> <li>・電話番号 06-6793-7513</li> <li>・FAX 06-6793-8006</li> </ul> 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
---------------	---

第三者委員	土井憲之	電話番号 06-6761-3010 役職・肩書等 私立保育園連盟理事
-------	------	---------------------------------------

\*当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

### 17 当園では以下の保険に加入しています

保険の種類	日本スポーツ振興会 ・遠足保険・行事保険
	園児・職員事故共済
	賠償責任保険 * 保護者負担はありません

### 18 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
0歳児	6人	6人	6人
1歳児	13人	13人	13人
2歳児	17人	17人	14人
3歳児	17人	17人	18人
4歳児	18人	18人	17人
5歳児	18人	18人	17人

19 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未受審	
自己評価の実施状況	毎年度実施	結果を真摯に受け止め、 各自の努力が見られる

20 子ども・子育て支援法第39条第3項、5項の規定により公表・公示された旨・・・無し

21 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内・外はすべて禁煙です
宗教活動 政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。

## 2 保育園での大切な約束ごと

### ★家庭との連絡

クラス別懇談会 年3回 PM3:30~5:00 の予定で行います。  
必要に応じて個別懇談を行います。  
給食献立・行事等を毎月「園だより」の発行でお知らせします。

### ★退園・欠席について

- ・退園される時は必ず一ヶ月前に**退園届**及び**異動届**を出して下さい。
- ・長期で休まれる場合は、長期欠席届を出して下さい
- ・お休みの時は給食の都合がありますので必ず9:30までにご連絡下さい。  
連絡がない場合は、お休みの確認の電話をさせていただきますのでご了承下さい。

### ★送迎について

- ・保護者が必ず送迎して下さい
- ・その日の都合で登園・降園時間に変更がある場合又は送迎者の変更がある場合は必ずご連絡下さい。**確認が取れるまで子どもさんをお渡しできません。**
- ・小・中学生の送迎は安全の為に原則的にお断りしています。  
必ず大人の方が送迎して下さい。
- ・安全のため、大門は9:30に施錠します。  
9:15より体操を始めますのでそれまでに登園して下さい。  
9:30以降、及び夕方5:00以降は玄関から登降園して下さい。

### ★健康面について

- 1) 朝、検温時に体温が37.5度ありましたらお預かりできません  
保育園で発熱した場合は、連絡をしますので、お迎えに来てください。  
24時間熱が上がらなければ登園できますが医者の指示に従ってください。  
熱がなくても下痢、嘔吐の場合もお迎えに来てください。  
下痢は普通便が続けて2回出てから登園して下さい。
- 2) 「伝染病である」と医師の診断が出ましたら必ず園に連絡をし治るまでお休み下さい。  
意見書(次ページ参照)が無い場合は、他の子どもさんに迷惑が掛かりますのでお預かりできません。  
意見書があっても症状によっては、登園をお断りする場合があります。  
\*医師の診断書は費用がかかりますので園備え付けの意見書をご利用下さい。
- 3) 「とびひ(伝染性膿痂疹)」等の場合は夏のプール・水遊びができませんので、早く治療してあげてください  
「水いぼ」は化膿していなければプール・水遊びは可能です。
- 4) 予防接種後はまれに副反応がみられる場合があります。子どもさんの様子を見ていただくためにも、予防接種後の登園はひかえてください。

## ★薬及びアレルギーについて

### 1) 薬はお預かりしません

但し医師の指導上、必要と認められた薬につきましては「**与薬に関する依頼・指示書**」を提出して頂いた上でお預かりします。

\*薬は投与一回分を容器に入れて、指示書と一緒に事務所までお持ち下さい。

### 2) 食物アレルギーの方で除去食を希望される場合は園長に相談して下さい。

除去食を実施する場合は**医者**の**意見書**が必要です。但し、献立によって園で対応できないことがあります。その時はお弁当を持ってきて下さい。

解除になった場合は、解除届が必要になります。

## ★食事について

当園は和食中心の給食で、週に2日か3日程度献立に魚を提供しています。

幼児は魚の骨をうまく取り除いて食べれるように食事指導をしています。

## ★プールあそびについて

7,8月はプールあそびを実施します。実施時はプール監視員を常時置いておりますが体制上監視員が確保できない場合はプールは中止にさせていただきます。

## ★服装について

- ・男児・女児とも動きやすい服を着用して下さい。
- ・フードつきの服は危険ですので園内着としては禁止します。
- ・靴下を使用する場合は、滑り止め付きの物にして下さい。
- ・すべての持ち物には、必ず名前としるしを付けて下さい。

## ★車での送迎について

- ・車での送迎は団地の住人の方のご迷惑になりますので避けて下さい。  
どうしても必要な場合でも、園の周り・団地の駐車場の出入り口付近には駐めないで下さい。  
住宅には身体の不自由な方やお年寄りの方が沢山住んでおられますのでご協力下さい。
- ・コンビニの駐車場に車を駐めての登園、降園は絶対にやめて下さい。

## ★その他の留意事項

- ・保育園敷地内はすべて禁煙です。
- ・暴力、暴言、業務妨害等が行われた場合、法的処置とらせていただく場合があります。